

RRR - I (インターナショナル) 工法協会 会則・細則

2022年9月30日 制定

RRR-I (インターナショナル) 工法協会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、名称を「RRR-I (インターナショナル) 工法協会」(以下、「本協会」と称す。)という。

(目的)

第2条 本協会は、海外事業において、以下に示す(公財)鉄道総合技術研究所が開発した補強土工法(以下「本工法」と称す。)の普及・広報および設計・施工・維持管理の支援・指導、ならびに現地に適した工法への改善と技術の向上を図ることを目的とする。

- (1) RRR-A工法(補強土橋台橋梁工法)
- (2) RRR-B工法(剛壁面盛土補強土工法)
- (3) RRR-C工法(切土補強土壁工法)
- (4) RRR-D工法(水際防災補強盛土工法)
- (5) その他の補強土工法

(事業)

第3条 本協会は、前条の目的を達成するため、海外事業において次の活動を行う。

- (1) 本工法の海外への普及と広報活動
- (2) 本工法の海外案件の設計・施工および維持管理支援とその指導
- (3) 本工法の研究および改善活動
- (4) 工法としてのブランド力の維持・向上
- (5) その他、本協会の目的を達成するために必要な事項

(事務局)

第4条 本協会は、事務局を株式会社複合技術研究所内に置く。

第2章 会員

(会員の種別および資格)

第5条 本協会は、正会員および賛助会員により構成されるものとする。

- (1) 正会員 A ……国内特許権者((公財)鉄道総研は除く)・国内材料メーカー
- (2) 正会員 B ……RRR 工法協会会員であるゼネコン・設計コンサルタント会社ほか
- (3) 正会員 C ……RRR 工法協会会員でない海外材料メーカーほか
- (4) 賛助会員 ……RRR 工法協会会員でない国内ゼネコン・設計コンサルタント会社ほか

(入会)

第6条 本協会に会員として入会を希望するものは、本協会事務局に入会届を提出するものとし、幹事会がこれを承認し、本協会の会員名簿に登録された時をもって入会したものとす。なお、入会申請者については申請者の職位・役職に係わらず会社としての申請として取り扱うものとする。

(会員の権利)

第7条 本協会の会員は、本協会から本工法に関する設計・施工マニュアル等の技術資料（和文・英文）の提供ならびに教育・指導を受ける権利を有する。また、本工法に関する設計プログラム（和文・英文）の購入を希望する場合は、本協会等より有償（会員特典価格）にて提供される権利を有する。

(会員の義務)

第8条 本協会の会員は、本協会の目的を達成するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本協会の会則を遵守すること。
- (2) 第3条に定める活動に積極的に協力すること。
- (3) 本協会で知り得た技術情報等に関し、会員以外の第三者に漏洩しないこと。また、本協会の会員資格失効後といえども、本協会に関する正常な活動を妨害してはならない。
- (4) 本協会の会員のいずれかが本工法に関する発明または改良等を行った場合、本会則第11条第2項の規定に基づきその処置を定めるものとする。
- (5) 本工法が第三者によって侵害される恐れがある場合は速やかに事務局に通報すること。また、本協会の決定に基づき本工法の侵害の防止および排除に協力すること。
- (6) 会費納入対象者となるものは、本会則第27条に定める会費等を遅延なく納入すること。

(退会)

第9条 会員が本協会を退会しようとするときは、その理由および退会後も、本協会の秘密に関する事項について秘密を保持する旨の誓約を付し、退会届けを本協会に提出するものとする。

(除名勧告)

第10条 会員が、本協会の会則を無視してこれに違反する行動をなし、本協会の名誉信用をなくし若しくはその恐れのある行動をなしたときは、幹事会の決議により、その会員を除名することが出来る。

第3章 工業所有権

(実施権等の許諾)

- 第11条 本工法に関する会員所有の海外工業所有権等がある場合は本協会と会員に公開し、会員が本工法の海外での実施を希望した時は適当な対価（有償または無償）をもって使用することができる。
2. 本協会の会員が、将来において本工法に関する発明または改良等を行い海外工業所有権を取得した場合、会員相互の海外での利用に供しその工業所有権の程度に応じた適当な対価（有償もしくは無償）で通常実施権（非独占的）の許諾をしなければならない。
 3. 実施権許諾および商標使用権許諾に関する基本的合意事項は、別紙に示すとおりとする。

(会員の資格失効後の処理)

- 第12条 会員は資格失効後といえども自ら所有する本工法に関する海外工業所有権等は本協会会員に使用させなければならない。

(会員の資格失効後の責務)

- 第13条 会員は資格失効後といえども本工法に関する正常な活動を妨害してはならない。

第4章 役員

(役員の数および選任)

- 第14条 本協会に次のとおり役員を置くものとする。

会 長……………1名
副 会 長……………2名
幹 事……………若干名
会計監事……………2名

2. 幹事は、会員の互選によって総会において選任する。
3. 会長および副会長は、幹事の互選によって幹事会において決定する。
4. 会計監事は、幹事会の承認を得て会長が委嘱する。

(任期)

- 第15条 各役員の前任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。
欠員により就任した役員の前任期は、前任者の前任期満了の日までとする。

(顧問)

- 第16条 本協会に顧問若干名を置くことができる。
2. 顧問は幹事会の承認を得て会長が委嘱する。

3. 顧問は幹事会に出席して意見を述べる事が出来る。

(職務)

第17条 役員は、次の会務を行う。

- (1) 会長は、本協会を代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 幹事は、幹事会を構成し、会務の執行にあたる。

2. 会計監事は、本協会の会計等の監査を行う。

第5章 会議

(会議)

第18条 本協会の会議は、総会および幹事会とし、それぞれ次の者をもって構成する。

- (1) 総会は、各会員の代表者をもって構成する。
- (2) 幹事会は、幹事をもって構成する。

(総会)

第19条 総会は、定時総会および臨時総会とし、定時総会は毎年1回、臨時総会は必要ある場合に、幹事会の決定に基づき付議事項を示して会長が招集する。

2. 会員の過半数以上から総会招集の請求があるときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会は、会員の過半数の出席をもって成立するものとする。やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、書面をもって表決を委任することが出来る。
4. 総会の議長は会長がこれにあたる。

(総会決議事項)

第20条 次の事項は、総会の決議によらなければならない。

- (1) 会務運営の基本的事項
 - (2) 年度予算・決算の承認
 - (3) 会則の変更
 - (4) 会費の変更
 - (5) 協会の解散
 - (6) その他、会長が特に必要とする事項
2. 会員は、総会において各1議決権を有する。総会の決議は、出席した会員の過半数をもってこれを行い、可否同数の場合は本会則第19条に規定する議長がこれを決する。
 3. 前項(3)(5)の事項については、前項の規定に拘わらず総会において議決権を有する者の3分の2以上の賛同がなければならない。

(幹事会)

第21条 幹事会は、原則として年1回開催する。ただし、幹事から開催の請求があり、会長が必要と認めたときは臨時に開催することが出来る。

2. 幹事は、幹事会において各1議決権を有する。幹事会は、幹事の過半数の出席をもって成立し、幹事会の決定は多数決による。可否同数の場合は会長がこれを決する。

(幹事会決議事項)

第22条 幹事は、その全員をもって幹事会を構成し、次の事項を承認または決議する。

- (1) 会務の執行に関する重要事項
- (2) 総会付議事項
- (3) 各種委員会の設置および検討された事項
- (4) 事務局に関する事項
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(技術委員会)

第23条 本協会の事業の円滑な運営を図るために、第22条の幹事会決議のもとに技術委員会を置くことが出来る。技術委員会は次の事項を検討し幹事会に付議する。技術委員会の議長は技術委員長がこれにあたる。

- (1) 本工法の技術資料・積算資料の整備および研究開発
- (2) 本工法の普及および広報活動

(連絡担当者)

第24条 会員各社は、連絡担当者を1名置き、事務局等との連絡にあたる。

第6章 会計

(会計年度)

第25条 本協会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。ただし、本協会発足の初年度はこの限りではない。

(経費)

第26条 本協会の運営経費は、入会金・応分の年会費・各種経費および寄付金その他の収入をもって支弁する。

(入会金・年会費)

第27条 本協会の入会金および年会費の額は細則の定めるところによる。

2. 入会金は入会と同時に納付するものとする。
3. 年会費は、毎年4月末日までに納付するものとする。ただし、年度中途に入会し

た場合は、入会したときにその年度の全額を納付するものとする。

4. 顧問については入会金および年会費の納付を要しない。

(特別負担金)

第28条 特別負担金とは、年度当初の事業計画および収支予算以外に、総会において必要があると認め議決された臨時経費をいい、会員はこれを負担する義務を負う。

(入会金等の変更)

第29条 入会金・年会費等で変更の必要があると認められる場合は、幹事会が変更の発議および変更金額等の提案を行い、総会がこれを決議・承認するものとする。

(資産の管理)

第30条 本協会の資産は会長がこれを管理し、その方法は幹事会の決議を経て会長が定める。

(解散、残余財産の処分)

第31条 本会則第20条(5)の本協会の解散が決定された場合、財産の処分は幹事会で決定する。

(その他)

第32条 本協会の会則に定めのない事項については、幹事会がこれを決定するものとする。

本会則は、 2022年10月1日より施行する。

2022年9月30日 制定

RRR-I (インターナショナル) 工法協会 細則

(目的)

第1条 この細則は「RRR-I(インターナショナル) 工法協会会則」(以下「会則」と称す。)に定めるもののほか、RRR-I(インターナショナル) 工法協会(以下「本協会」と称す。)の目的および事業遂行上必要な機構、会務の分掌および運営職制その他について定めることをその目的とする。

(入会金)

第2条 入会金は、正会員がRRR 工法協会員である場合は徴収しないものとする。
2. 新規に入会を希望する正会員・賛助会員の入会金については別途協議して決定する。

(年会費)

第3条 年会費は正会員 A が応分に負担するものとし、負担割合については別途協議して定めるものとする。
2. 新規に入会を希望する正会員・賛助会員の年会費については別途協議して決定する。

(人件費・事務所経費)

第4条 商標権を保有している株式会社複合技術研究所が、商標料の一部を事務局人件費および事務所経費の一部に充当するものとする。

(協会運営費・事務経費)

第5条 協会運営費および事務経費は年会費より賄うものとする。不足が生じた場合は、会員より臨時会費を徴収することができる。

本細則は、2022年10月1日より施行する。

2022年9月30日 制定

■ RRR 工法の海外展開における「商標」の活かし方

	国内の現状	海外での構想
<p>鉄道総研～複合技研～材料メーカーの相関図</p>	<p>国内の現状</p> <p>（公財）鉄道総合技術研究所（工法開発者） 【工法開発者】・ 【国内特許権者（実施権者：ライセンサー）】・ 【材料認定試験者】</p> <p>材料試験・認定</p> <p>RRR 工法協会</p> <p>再実施権付実施許諾（実施料）</p> <p>材料メーカー</p> <p>（株）クラレ 【認定材料保有者】・【材料マニュアル登録者】：KJV-30W/60W・KFV-300/600 【実施許諾者（ライセンサー）】・【商標使用権者】</p> <p>前田工織（株） 【認定材料保有者】・【材料マニュアル登録者】：FR-30W/60W・NFR-30/60 【実施許諾者（ライセンサー）】・【商標使用権者】</p> <p>三井化学産資（株） 【認定材料保有者】・【材料マニュアル登録者】：RS-30W/60W・RT-3/6（テンザー） RS-3/6/10・RF-31/61 【実施許諾者（ライセンサー）】・【商標使用権者】</p> <p>旭化成アドバンス（株） 【認定材料保有者】・【材料マニュアル登録者】：DHV-30W/60W・DH-40/100 【実施許諾者（ライセンサー）】・【商標使用権者】</p> <p>海外材料メーカー（新規） 【認定材料保有者】・【材料マニュアル登録者】：グリッド A/B? （国内販売の場合：【材料マニュアル登録者】・【実施許諾者（ライセンサー）】・ 【商標使用権者】）</p> <p>（株）複合技術研究所 【国内特許権者（実施権者）】・ 【商標権者】（「RRR 工法」・)</p> <p>再実施許諾（実施料）</p> <p>商標使用許諾（商標使用料）</p>	<p>海外での構想</p> <p>【顧問】 （公財）鉄道総合技術研究所（工法開発者） 【工法開発者】・ 【国内特許権者（実施権者：ライセンサー）】・ 【材料認定試験者】</p> <p>材料試験・認定</p> <p>RRR-インターナショナル工法協会</p> <p>再実施権付実施許諾（1/2 実施料）</p> <p>材料メーカー</p> <p>（株）クラレ 【認定材料保有者】・【海外材料マニュアル登録者】：KJV-30W/60W 【国内実施許諾者（ライセンサー）】・【海外商標使用権者】</p> <p>前田工織（株） 【認定材料保有者】・【海外材料マニュアル登録者】：FR-30W/60W・NFR-30/60 【国内実施許諾者（ライセンサー）】・【海外商標使用権者】</p> <p>三井化学産資（株） 【認定材料保有者】・【海外材料マニュアル登録者】：RS-30W/60W・RT-3/6（テンザー） 【国内実施許諾者（ライセンサー）】・【海外商標使用権者】</p> <p>旭化成アドバンス（株） 【認定材料保有者】・【海外材料マニュアル登録者】：DHV-30W/60W・DH-40/100 【国内実施許諾者（ライセンサー）】・【海外商標使用権者】</p> <p>【正会員 C】 海外材料メーカー（新規） 【認定材料保有者】・【海外材料マニュアル登録者】：グリッド A/B? 【国内実施許諾者（ライセンサー）】・【海外商標使用権者】</p> <p>【正会員 B】（RRR 工法協会会員であるゼネコン・設計コンサルタントほか）</p> <p>【賛助会員】（RRR 工法協会会員でない国内ゼネコン・設計コンサルタントほか）</p> <p>（株）複合技術研究所 【国内特許権者（実施権者）】・ 【海外商標権者】（「RRR, RRRGRS」・)</p> <p>再実施許諾（1/2 実施料）</p> <p>商標使用許諾（商標使用料）</p>
<p>RRR 工法協会 （RRR-I 工法協会）</p>	<p>①日本国内で RRR 工法用補強材を販売する材料メーカーは、RRR 工法協会会員であることが必須であり、鉄道総研による材料試験を受けて認定された補強材のみ、「RRR 工法材料マニュアル（国内版）」に登録することができる。</p> <p>②RRR 工法協会会員である材料メーカーは、「実施権の付与（実施許諾契約の締結）」・「商標権の付与（商標使用契約の締結）」を受けて、認定補強材を国内販売することができる。</p>	<p>①海外で RRR 工法用補強材を販売する国内および海外の材料メーカーは、RRR-I（インターナショナル）工法協会に入会することを義務付ける。また、鉄道総研による材料試験を受けて認定された補強材のみ、「RRR 材料マニュアル（海外版）」に登録することができる。</p> <p>②RRR-I 工法協会会員となった材料メーカーは、「RRR 材料マニュアル（海外版）」に登録された補強材について、複合技研と海外商標使用契約を締結して海外において販売することができる。</p>
<p>材料認定</p>	<p>①工法開発者である鉄道総研が、材料メーカーの自社製品補強材の試験を実施し、「試験値および RRR 工法適合補強材」の認定を行う。</p> <p>②鉄道総研により認定された補強材のうち材料メーカーが掲載希望する補強材を、RRR 工法協会が「RRR 工法材料マニュアル（国内版）」に登録する。</p>	<p>①工法開発者である鉄道総研が、材料メーカーの自社製品補強材の試験を実施し、「試験値および RRR 工法適合補強材」の認定を行う。</p> <p>②日本国内で認定を受けた補強材を海外において販売する場合は、壁面定着試験を追加実施したうえで材料認定することを予定している。海外工事においては、最新の確認試験が求められる傾向が強いので、定期的に基本の引張強度試験程度は実施する必要がある。また、国内および海外材料メーカーが新規の補強材の認定試験を受ける場合は、基本的には全試験項目（壁面定着試験含む）の試験を実施するものとする。</p>
<p>実施許諾</p>	<p>①工法開発者でありかつ国内特許権者（実施権者：ライセンサー）である鉄道総研は、複合技研に対して「再実施権付き実施許諾」を与える。</p> <p>②複合技研は材料メーカーに対して「再実施許諾」を与える。</p> <p>③現在、実施料は 10 円/㎡であり、国内特許権者である鉄道総研および複合技研に 5 円/㎡ずつ分配される。 （ただし、鉄道総研は JR 工事（新幹線工事含む）に使用される場合は実施料を辞退している。なお、実施料辞退の補強材販売についても実施報告する義務を負う。）</p>	<p>①RRR 工法の海外登録特許はないので、特許に基づく実施許諾はない。</p> <p>②国内メーカーが海外 RRR 工事に国内製造の補強材を輸出する場合は、「材料に関する実施料」（国内実施料の半分（5 円/㎡））が適用される（鉄道総研的財産の見解）</p> <p>③新規参入する海外メーカーは補強材を海外で製造するので、実施料は徴収することができない。</p>
<p>商標使用許諾</p>	<p>①複合技研は国内商標権（「RRR 工法」）を単独で保有しており、国内材料メーカー4社と「商標使用契約」を締結し、2022 年 3 月まで商標使用料 10 円/㎡を徴収していた。</p> <p>②2022 年 4 月以降、国内市場における材料メーカー（新規の国内および海外材料メーカー含む）に対して「商標使用契約」（国内商標：「RRR 工法」・)を締結し、商標使用料 15 円/㎡を徴収している。</p>	<p>①複合技研は海外商標（「RRR, RRRGRS」・)を各国別に単独で保有しており、国内材料メーカーおよび海外材料メーカーは、海外商標使用契約を締結する。（国内材料メーカー4社とは 2022 年 4 月に海外商標使用契約を締結した。）</p> <p>②海外商標使用料を 15 円/㎡とし、海外において販売した補強材に対して適用する。</p> <p>③海外における商標出願・登録状況は以下のとおりである（2022. 9. 30 現在）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文字商標（「RRR」）：インドネシア、フィリピン、インド、英国 ・文字商標（「RRRGRS」）：インド、韓国、中国、台湾、EU ・ロゴ商標（)）：インド、英国、フィリピン、米国、中国、台湾、EU

海外商標の活用	<p>①材料メーカーの RRR-I 工法協会に対しては、自社の広報媒体および補強材製品に対して文字商標・ロゴ商標の使用を許諾する（海外商標使用契約を締結する）。</p> <p>②具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社パンフレット、補強材製品パンフレットに商標を使用する。 ・補強材製品の包装紙や段ボール箱等に商標を使用する。記載内容は統一し、「鉄道総研認定品、RRR-I 工法協会登録品」等の記載とともに商標を印刷する。 ・上記の内容を記載した「商標シール」を作製し、補強材製品に貼付することも可能である。（RRR-I 工法協会で作製して材料メーカーに配布する。） <p>※RRR 工法が採用された海外プロジェクトにおいては、仕様書（TS）記載の材料仕様を満足すれば、海外材料メーカーは RRR-I 工法協会に入会することなく、鉄道総研の材料認定も受けない補強材の販売が可能である。（「純正 RRR 工法用補強材」として差別化を図る目的でも、商標印刷（商標シール貼付）は有効な方策と考える。）</p>
RRR-I 工法協会活動の原資	<p>①RRR-I 工法協会設立後、しばらくは RRR 海外プロジェクトの施工の予定はない（補強材販売もない）ものと考えられるため、海外商標使用料は発生しない。そのため、当面は幹事会社の複合技研および材料メーカーの年会費を RRR-I 工法協会の活動原資とする。</p> <p>②複合技研の年会費の原資は、材料メーカー4社から徴収している日本国内商標使用料（ロゴ商標：）の追加使用料（5 円/m²）とする。</p> <p>③補強材の国内年間販売数は約 30 万 m²なので、150 万円/年の原資が見込まれる。事務局である複合技研は、この原資を海外事務局の社員人件費の一部に充当し、残額は代表幹事会社の年会費として投入する。</p> <p>④今後、海外での RRR プロジェクト活動（補強材販売）により、海外商標の使用料収入が増えれば、これも原資として活用する。</p>

■入会金および年会費

入会金	<p>①入会を希望する正会員が、RRR 工法協会である場合は徴収しない。</p> <p>②新規に入会を希望する RRR 工法協会でない正会員および賛助会員の入会金については別途協議して決定する。</p>
年会費	<p>①年会費は、正会員Aが応分に負担するものとし、年会費の半分を代表幹事会社の複合技研が負担、残りを幹事会社の国内材料メーカー4社で分担する。（例えば、年間 100 万円の活動費を予算建てた場合、代表幹事の複合技研が 50 万円/年（初年度は 100 万円/年）、幹事の国内材料メーカー4社が 12.5 万円/年の年会費を負担する。）</p> <p>②新規に入会を希望する RRR 工法協会でない正会員および賛助会員の年会費については別途協議して決定する。</p> <p>③年会費の負担割合の差異による組織運営上および議決権上の優位性は発生しない。（会計士見解）</p>

■ RRR-I（インターナショナル）工法協会設立後の新規参入メーカー

	国内市場	海外市場	
対象材料メーカー	新規国内メーカーおよび新規海外メーカー	新規国内メーカー	新規海外メーカー
材料認定	<p>①工法開発者である鉄道総研が、新規材料メーカーの自社製品補強材の試験を実施し、「試験値および RRR 工法適合補強材」の認定を行う。</p> <p>②鉄道総研により認定された補強材のうち、新規材料メーカーが掲載希望する補強材を、RRR 工法協会が「RRR 工法材料マニュアル（国内版）」に登録する。</p>	<p>①工法開発者である鉄道総研が、新規国内材料メーカーの自社製品補強材の試験を実施し、「試験値および RRR 工法適合補強材」の認定を行う。</p> <p>②鉄道総研により認定された補強材のうち、新規国内材料メーカーが掲載希望する補強材を、RRR-I 工法協会が「RRR 工法材料マニュアル（海外版）」に登録する。</p> <p>※現国内メーカー4社も「RRR 工法材料マニュアル（海外版）」に登録する。</p>	<p>①工法開発者である鉄道総研が、新規海外材料メーカーの自社製品補強材の試験を実施し、「試験値および RRR 工法適合補強材」の認定を行う。</p> <p>②鉄道総研により認定された補強材のうち、新規海外材料メーカーが掲載希望する補強材を、RRR-I 工法協会が「RRR 工法材料マニュアル（海外版）」に登録する。</p>
実施許諾	<p>①工法開発者であり国内特許権者（実施権者：ライセンサー）である鉄道総研は、複合技研に対して「再実施権付実施許諾（国内実施許諾契約）」を与える。</p> <p>②複合技研は、新規材料メーカーに対して「再実施許諾（国内実施許諾契約）」を与える。</p> <p>③実施料は 10 円/m²であり、国内特許権者である鉄道総研および複合技研に 5 円/m²ずつ分配される。（ただし、鉄道総研は JR 工事（新幹線工事含む）に使用される場合は実施料を辞退している。なお、実施料辞退の補強材販売についても実施報告する義務を負う。）</p>	<p>①工法開発者であり国内特許権者（実施権者：ライセンサー）である鉄道総研は、複合技研に対して「再実施権付実施許諾（国内実施許諾契約）」を与える。</p> <p>②複合技研は、新規国内材料メーカーに対して「再実施許諾（国内実施許諾契約）」を与える。</p> <p>③RRR 工法の海外登録特許はないが、海外 RRR 工事に国内製造の補強材を輸出する場合は、「材料に関する実施料」（国内実施料の半分（5 円/m²））が適用される。（鉄道総研的財産部の見解）</p> <p>※現国内メーカー4社も「材料に関する実施料（5 円/m²）」が適用される。</p> <p>※なお、海外市場において「材料に関する実施料（国内実施料の半分 5 円/m²）」を廃止する場合は、鉄道総研的財産部の承諾を得る必要がある。</p>	<p>①RRR 工法の海外登録特許はない。</p> <p>②国内メーカーが海外 RRR 工事に国内製造の補強材を輸出する場合は、「材料に関する実施料」（国内実施料の半分（5 円/m²））が適用される（鉄道総研的財産部の見解）が、海外において製造される補強材については、「材料に関する実施料（5 円/m²）」は適用されない。</p>
商標使用許諾	<p>①複合技研は国内商標権（「RRR 工法」、）を単独で保有している。</p> <p>②国内市場における新規の国内および海外材料メーカーに対して「商標使用契約」（「RRR 工法」、）を締結し、商標使用料 15 円/m²を徴収する。</p>	<p>①複合技研は海外商標（「RRR、RRRGRS」、）を各国別に単独で保有しており、新規国内材料メーカーは、海外商標使用契約を締結する。</p> <p>②海外商標使用料は 15 円/m²とし、海外において販売した補強材に対して適用する。</p> <p>③海外における商標出願・登録状況は以下のとおりである（2022.9.30 現在）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文字商標（「RRR」）：インドネシア、フィリピン、インド、英国 ・文字商標（「RRRGRS」）：インド、韓国、中国、台湾、EU ・ロゴ商標（）：インド、英国、フィリピン、米国、中国、台湾、EU <p>※現国内メーカー4社も「海外商標使用契約」を締結する。</p>	<p>①複合技研は海外商標（「RRR、RRRGRS」、）を各国別に単独で保有しており、新規海外材料メーカーは、海外商標使用契約を締結する。</p> <p>②海外商標使用料は 15 円/m²とし、海外において販売した補強材に対して適用する。</p> <p>③海外における商標出願・登録状況は以下のとおりである（2022.9.30 現在）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文字商標（「RRR」）：インドネシア、フィリピン、インド、英国 ・文字商標（「RRRGRS」）：インド、韓国、中国、台湾、EU ・ロゴ商標（）：インド、英国、フィリピン、米国、中国、台湾、EU